

小諸市告示第19号

小諸市建設工事フレックス工期契約制度実施要領を次のように定める。

令和6年2月22日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市建設工事フレックス工期契約制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において、受注者にとって効率的で円滑な施工体制の整備を図るため、契約締結の日から受注者が設定した工事の始期日(以下「工事開始日」という。)の前日までの期間を、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人(以下「技術者等」という。)の配置を要せず、工事を実施するために要する資機材及び労働者を確保することができる期間(以下「フレックス適用期間」という。)として設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事開始期限 フレックス適用期間の上限の範囲で、発注者が指定する期限をいう。
- (2) 工事完了期限 発注者が指定する全体工期の竣工予定年月日をいう。
- (3) 通常工期 発注者が積算により算出した工期(工事開始期限から工事完了期限まで)をいう。
- (4) 工事完了日 受注者が設定した工事の終期日をいう。
- (5) 全体工期 フレックス適用期間と通常工期とを合算した期間をいう。
- (6) 実工事期間 実際に工事を実施するために要する期間(準備工から後片付けまでを含む。)をいう。
- (7) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。

(フレックス適用期間の上限)

第3条 フレックス適用期間は、通常工期の30パーセント以下かつ60日を超えない期間とする。

(対象工事)

第4条 フレックス工期契約を適用できる工事は、次の各号のいずれにも該当するものであって、発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 供用開始、関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 施工上必要な用地が確保されている工事であること。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、通常工期に基づいて行い、フレックス適用期間の設定に伴う積算上の割増は行わないものとする。

(経費の負担)

第6条 フレックス適用期間の設定により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(フレックス適用期間の取扱い)

第7条 受注者は、フレックス適用期間の間、測量、資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、当該工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。

- 2 主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、工事開始日から配置することとし、フレックス適用期間は配置を要しない。
- 3 フレックス適用期間中の工事用地等の現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は現場へ立ち入ることはできないものとする。

(仕様書等の記載事項)

第8条 発注者は、フレックス適用期間を設定する工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、仕様書等に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) フレックス適用期間が設定された工事である旨
- (2) 工事開始期限

(実工事期間の設定)

第9条 実工事期間の設定に当たっての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約日から工事開始期限までの任意の日を工事開始日に、工事完了期限までの任意の日を工事完了日にそれぞれ設定し、実工事期間とする。
- (2) 実工事期間は、発注者が定める通常工期以上としなければならないものとする。
- (3) 受注者は、契約締結時に実工事期間報告書（様式第1号）を提出し、設定した実工事期間を発注者へ報告すること。
- (4) 実工事期間の設定後、実工事期間の変更が必要となった場合は、実工事期間変更申請書（様式第2号）により発注者へ工期変更協議を申し出ることができるものとする。ただし、変更後の工事開始日を設定することができる期間は工事開始期限内に、変更後の工事完了日を設定することができる期間は工事完了期限内にそれぞれ限るものとする。

(契約手続)

第10条 契約手続きに当たっての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 建設工事請負契約書に記載する工期は、実工事期間を記載すること。
- (2) 契約保証については、全体工期を対象とする保証を求めること。
- (3) 技術者等の届出に係る書類の提出は、契約締結時であること。
- (4) 前払金の取扱いについては、小諸市建設工事標準請負契約約款第35条の規定によるものとし、請求は、契約日から可能であるものとする。

(工事関係書類の手続)

第11条 工事関係書類の手続に当たっての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 工程表は、実工事期間の工程とすること。
- (2) 施工計画書の提出は、工事開始日であること。
- (3) 受注時のコリンズへの情報登録については、小諸市の休日を定める条例（平成元年小諸市条例第33号）に規定する市の休日を除き、契約日から10日以内に行うものとし、登録する実工期及び技術者等の従事期間は、いずれも実工事期間とすること。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

様式第1号（第9条関係）

実工事期間報告書

年 月 日

（提出先）小諸市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

次のとおり実工事期間を定めたので報告します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 契約金額	円
4 契約年月日	年 月 日
5 全体工期	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
6 工事開始期限	年 月 日
7 実工事期間 (受注者設定)	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)

※ 契約締結時に提出すること。

※ 契約書には、本報告書により報告した実工事期間（工事開始日及び工事完了日）を記載すること。

様式第2号（第9条関係）

実工事期間変更申請書

年 月 日

（提出先）小諸市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

次のとおり実工事期間を変更したいので申請します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 契約金額	円
4 契約年月日	年 月 日
5 全体工期	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
6 工事開始期限	年 月 日
7 実工事期間 (受注者設定)	<b>【変更前】</b> 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間) <b>【変更後】</b> 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
8 変更の理由	

※ 実工事期間の【変更前】については黒字、【変更後】については赤字で記入すること。

※ 併せて変更工程表を提出すること。